左記ニ該當スルモノニ退職手當ヲ支給ス

一、一ケ年以上勤續ノ職工社醫ノ證明ニ依リ負傷又ハ疾病ニ基キ勞務ニ堪ヘザルモノトシテ退職ヲ許サレタルトキ

二、五十歳以上ノ男工又ハ四十五歳以上ノ女工何レモ勤續五年ニ達シ退職ノトキ

三、勤續二十五年以上ノ男工又ハ二十年以上ノ女工退職ノトキ

四、一年以上勤續ノ職工役員ニ登用セラレタルトキ

五、職工年齢役ニ選任セラレタルトキ

前記ニ該當セザル職工自己ノ都合ニ依リ退職シタル場合ニハ勤續三ケ年以上ノ者ニ現リ其事情ニ應ジ左記所定額ノ八割以内ノ退職手當ヲ支給ス

特別ノ事情アル者ニハ詮議ヲ以テ前項規定ノ給與ヲ增額スルコトアルベシ

當會社ノ都合ニ依リ解雇シタル時ハ事情ヲ詮考シ左記所定ノ

財團法人協調會大阪支所

[illegible]